

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

△ ゴルフ会員権の譲渡損は損益通算できるのか?

株式等の譲渡による赤字は他の所得の黒字と相殺することはできないことはご承知の通り。

では、ゴルフの会員権を譲渡した場合の譲渡損は、他の所得と損益通算できるでしょうか。

ゴルフ会員権も、株式のようなものだから通算はできないのでしょうか。

いいえ、ゴルフ会員権の譲渡損は損益通算ができるのです。

「えっ? ちょっと待って! 別荘などのように生活に通常必要でない資産についての譲渡損失は、他の所得と損益通算できませんよ。ゴルフ会員権も生活に通常必要でない資産でしょ。」と、言われる方があるかもしれません。

ところが、ゴルフ会員権は、生活に通常必要でない資産には該当せず、ゴルフ場の施設を利用する権利であるということから、金銭債権以外の債権と考えられて、その譲渡損失は、ちゃんと損益通算ができるのです。

ゴルフ会員権の譲渡は、株式形態であろうが預り証形態であろうが、その形態を問いません。そのクラブの会員であるという資格に基づいて、一般の利用者に比して有利な条件で継続的にプレイすることができる会員権であればよいのです。

ただ、ゴルフ場が倒産して再起の見込みがなく、入会金の返還を受けられないようなものは、倒産の時点で資産価値がなく、一般的には売買の対象とはなりません。ですから倒産したゴルフ会員権を下取りに出し、新しいゴルフ会員権を買った場合の下取り金額は、単なる値引きと扱われ、譲渡所得の損失とはなりません。

